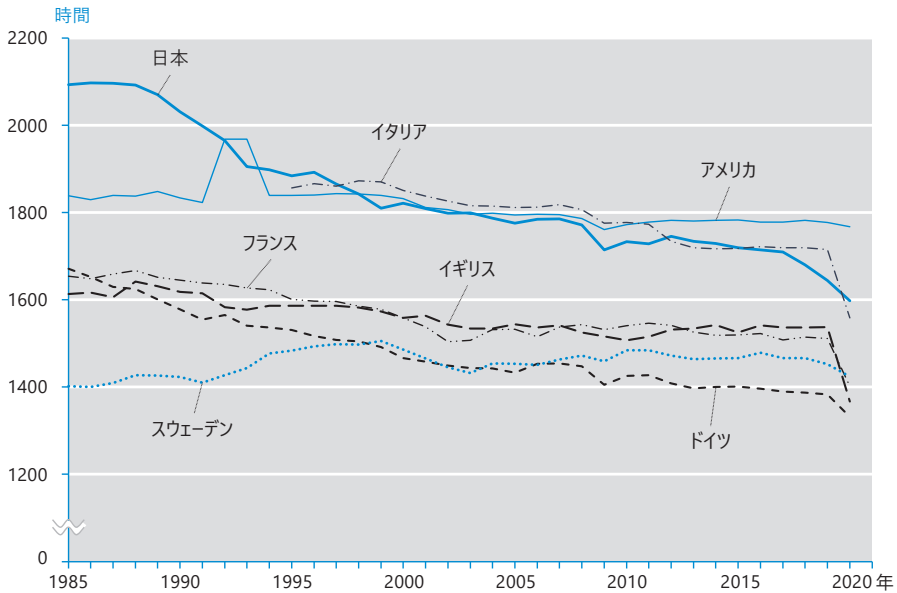


6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



関連表 p.223～224 「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2092時間から、2020年には1598時間となっている。

主要諸外国についても、概ね減少傾向を示している。2020年には、アメリカが1767時間、イタリア1559時間、スウェーデン1424時間、フランス1402時間、イギリス1367時間、ドイツ1332時間などとなっている。特にイタリアやフランス、イギリスについては、前年から100～170時間と大幅に減少しており、コロナ禍に伴うロックダウン等の影響の大きさが窺える。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。